

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん
計量管理規定の変更認可について

I. 審査の結果

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん」に係る計量管理規定に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項の規定に基づき申請があった「計量管理規定の変更認可申請書」（令和5年7月31日付け令05原機（ふ）115をもって申請。）について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

II. 申請の概要

申請者名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

代表者氏名：理事長 小口 正範

申請日：令和5年7月31日

申請の理由：計量管理に関する業務を滞りなく遂行するため

申請の内容：計量管理責任者の代理者の指名について記載を一部追加

III. 審査の内容

本件審査にあたっては、本申請に係る計量管理規定変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下「規則」という。）第4条の2の2に基づく規定を満たしていること及び法第61条の8第2項の規定に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

1. 計量管理責任者の代理者の指名について記載を一部追加

- (1) 「計量管理責任者が疾病その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長が代理者として指名する者がその職務を行う。」との記載が追記されていることを確認した。（当該箇所：第二編 第一章 第1条、第三編 第一章 第1条）